

市こ第106号  
令和2年4月17日

保護者の皆様

市貝町教育委員会教育長 小森 祥一

### 新型コロナウイルス感染症に係る学童保育への自粛について

保護者の皆様には日頃より市貝町政に御理解御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、16日、政府より改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大することが正式に決定され、同日夜効力が生じました。

つきましては、児童の感染拡大防止を最優先し、下記のとおり御家庭での保育につきまして御協力賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 感染防止の趣旨

- ・今回の自粛の要請は、感染拡大防止と児童の健康と安全を守るためです。緊急事態宣言期間中は最大限可能な限りお子様の家庭での保育をお願いいたします。その上で、両親共に仕事を休むことが困難な家庭など、学童保育の利用が真に必要なご家庭に限り、学童保育施設でのお預かりを実施します。

##### 2. 臨時休業期間について

- ・令和2年4月20日（月）～緊急事態宣言の発出期間中

##### 3. ご家庭における日常の健康状態把握のお願い

- ・臨時休業期間中は、ご家庭で、毎朝、体温を測る等、お子様の健康状態のご確認をお願いします。お子様に、発熱（37.5度前後）等のかぜの症状が見られる場合は、「県東健康福祉センター感染症予防担当（0285-82-3323）または、電話相談窓口（0570-052-092）」へご相談のうえ、学校または学童施設へご連絡ください。

##### 4. その他

- ・学校の休業期間中における学童保育につきましては、従来通り朝8時から午後2時または3時までの間、各学校での預かりに変更ありません。

【問い合わせ】

市貝町教育委員会こども未来課

TEL 0285-68-1119